

3 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2013年10月7日

◆議案審査 県土整備部関係

Q. 村岡正嗣委員

1. 第104号議案について、趣旨が小水力発電の導入ということで、大変結構なことと考えている。これまでは許可制であったため、小水力発電をしようとしても手続に時間がかかったり、煩雑だったり、設備投資が必要な場合もあった。今回の条例改正により、従属発電の普及にどの程度役に立つのか。
2. 一事業者が複数の発電事業を行う場合、占用料はどうか。

A. 水辺再生課長

1. 発電事業については、これまで全てが特定水利使用で国許可だったが、知事管理である指定区間では、4月から小水力発電については知事許可となった。また、従属発電は登録制になることで手続の簡素化が図られることになる。条例改正は、従属発電の登録を受けた者から流水占用料を徴収し、また減免できるよう規定を改正するものである。従属発電の普及については、河川法の改正により図られるものである。
2. 複数の事業者が小水力発電を行う場合、事業者が別であれば各々登録手続を行うこととなる。

Q. 村岡委員

1. 複数というのは、一事業者が複数の発電事業を行う場合のことである。この場合、占用料はどうか。
2. 農業用水の場合には慣行水利権と許可水利権があり、全国的には8～9割が慣行水利権と聞いているが、本県の状況はどうか。また、今回の条例改正は、慣行水利権も対象としているのか。

A. 水辺再生課長

1. 質問趣旨を間違えて失礼した。一者が複数の

発電施設を設置する場合は、一つの許可となる。

2. 県内河川のうち、知事管理区間については、慣行水利権が80%、許可水利権が20%である。慣行水利権に従属する発電については、国の許可申請ガイドブックでは、従来の慣行水利権を許可水利権とした上で従属発電として登録するか、慣行水利権はそのまま新規に小水力発電の許可を受けるかのどちらかになっている。

Q. 村岡委員

1. 80%が慣行水利権である現状を考えると、許可水利権とした上で登録とか許可申請が必要ということでは、この点を解決しないと従属発電の普及は進まないのではないかと。国が考えることと思うが、県からも声を上げていくことが必要ではないか。
2. 登録制度に移行後も、土地改良区や農家の同意は必要なのか。

A. 水辺再生課長

1. 従属発電の登録制度の慣行水利権への適用については、現在、国土交通省と農林水産省が協議を進めており、県としても注視していく。
2. 従属元と発電事業者が同一の場合は、同意は不要である。

◆議案審査 都市整備部・下水道局関係

Q. 村岡正嗣委員

第97号議案について伺う。

1. 第1次特定緊急輸送道路上の公共下水道マンホールの耐震化について、対象となるマンホールはいくつあるのか。また、今後、他の緊急輸送道路におけるマンホールの耐震化をどのように進めるのか。
2. マンホールトイレについては、6県営公園で整備することだが、1公園あたり何基設置

するのか。また、マンホールトイレに設置するテントはジッパーなどで開閉口が閉まる構造になっているのか。さらに、資料の写真では駐車場のマンホールが写っているが、このようなところに設置するのか。

A. 公園スタジアム課長

2. 1公園当たり20基を新規で設置する。また、テントの開閉口は閉まるようになっている。設置については、既存の下水道マンホールを活用するケースと、新規にマンホールを設置するケースがある。新規設置の20基以外にも、既存のマンホールを活用することを考えている。

A. 都市計画課長

1. 対象となるマンホールの数は、約1,600基である。液状化による浮上が生じるかどうかを、県が作成した簡易診断ソフトを使って各市町で判定した結果、このうち、232基について対策が必要とされた。他の緊急輸送道路におけるマンホールの耐震化については、市町の財政状況もあるので数値目標は設けていないが、今後は、各市町が国の補助制度を活用して対策を積極的に進めていくよう、支援していく。

Q. 村岡委員

マンホールトイレについて、設置場所や配置の間隔等設置の仕方によっては女性が使いにくくなる。整備に当たり女性の意見を聴いたのか。

A. 公園スタジアム課長

内部的に女性職員から意見を聴いた。実施に当たっては、女性を含め幅広く意見を聴いて参考としていく。

Q. 村岡委員

避難所のトイレについては、テント型の共同型トイレも製品化されており、採用している自治体もあると聞いている。情報収集を行っているのか。

A. 公園スタジアム課長

共同型トイレの製品については承知している。共同型トイレは、使用後に排泄物を回収・処理しなければならないが、マンホールトイレはそのまま水を流せばよいので、より衛生的と考えている。今後、共同型トイレのメリット、デメリットを研究していきたい。

Q. 村岡委員

港区では、共同型トイレを採用しており、区の施設に配備している。設置場所近くに公共下水道があればパイプで直結できるタイプである。危機管理防災部を含めて今後検討してほしい。

A. 公園スタジアム課長

先進事例を研究して、対応していきたい。

◆議案討論

村岡正嗣委員

第97号議案については、本委員会に付託されている部分は賛成だが、他の委員会に付託されている部分に反対の箇所があるので、反対する。